

令和7年度 鶴ヶ島市 保育所入所のしおり



このしおりには、鶴ヶ島市において、保育所（園）の利用に当たり、必要な手続等について記載しています。

利用申込みの際にご活用ください。

鶴ヶ島市役所 福祉部 こども支援課 保育担当

電話：049-271-1111（代）（内線 151・152・153）

目次

申込みガイド

1 提出書類.....	2
A すべての方が必要な書類.....	3
B 状況により必要な書類.....	7
2 申込みの受付期間と場所.....	8
3 入所（園）までの流れ・申込方法.....	9

I はじめに

1 保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業所の違い.....	10
2 保育所（園）を利用できる方.....	11

II 申込みについて

1 受入れ年齢について.....	12
2 クラス年齢について.....	12
《Point!!》認定とは.....	12
・鶴ヶ島市民の方が鶴ヶ島市外の保育所（園）へ申し込む場合.....	13
・鶴ヶ島市外の方が鶴ヶ島市内の保育所（園）へ申し込む場合.....	14
・申込時に必要な持ち物.....	16
・入所保留通知書について.....	17

III 保育所（園）入所決定後について

1 保育時間.....	18
2 保育料（利用者負担額）.....	19
・参考1 保育認定子ども保育料徴収基準表.....	21
・参考2 令和7年度 鶴ヶ島市 保育所等施設入所基準.....	22

IV 保育所（園）について

・施設概要.....	25
・特別保育事業.....	32
・定員／職員配置.....	33
・入所可能年齢／保育時間.....	34
・施設選びのポイント.....	36



はじめにお読みください



申込みガイド

このガイドでは、保育所（園）の利用申込みに必要な書類と、申込みから利用までの流れについて説明しています。まずは、こちらをお読みください。

この申込書類セットに同封されている書類は、以下のとおりです。書類が揃っているかどうか、また、内容についてもお確認ください。

1	保育所入所のしおり	この冊子です	→ガイドブックです よくお読みください。
2	子どものための教育・保育給付認定申請書兼 認可保育施設利用申込書（記入例あり）	A4 サイズ両面	→申込用紙です これらに記入して ご提出ください。
3	就労証明書（記入例あり）	A4サイズ片面	
4	児童健康票		
5	令和7年度保育施設利用申込みに関する 確認事項		
6	提出書類チェックシート		
7	よくある質問 Q&A	冊子（同封）	

配布期間	令和6年9月2日（月）から
配布場所	鶴ヶ島市役所1階こども支援課窓口
連絡先	電話：049-271-1111（代） 内線（151・152・153）

不足する書類があれば、こども支援課保育担当にお問合せください。

申込方法	受付場所	受付期間	受付時間
窓口	こども支援課窓口	令和6年 10月9日（水）～ 10月24日（木） ※（祝）を除く	【平日】8：30～17：15 【土日】8：30～12：00
電子申請	マイナポータル ぴったりサービス		令和6年10月9日（水）0時0分 ～10月24日（木）23時59分

※電子申請で申し込む場合は、QRコードから市ホームページにアクセスし、申請方法の確認をお願いします。

それでは、次のページから実際の手続きについてご説明します。

詳細はこちら→

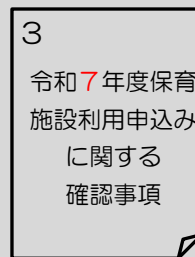
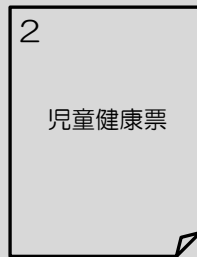
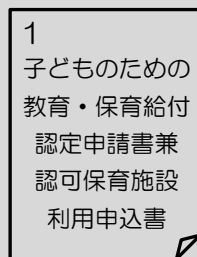


1 提出書類

※ **A** の書類に不足又は不備がある場合、
当日の受付ができません。

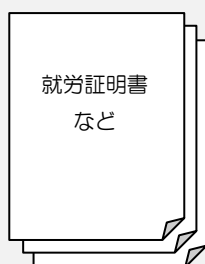
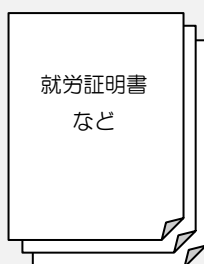
A 新しく申込みをされる方 **全員** に提出していただく書類

基本の申込書類3枚…この申込書類セットに入っている用紙に記入してください。



+

保育が必要なことを証明する書類…セットに入っている書類のほかに、状況によってはご自身でご用意いただく書類があります。



「保育が必要なことを証明する書類」って…?

→詳しくは3～5ページをご確認ください。



注意

保育が必要なことを証明する書類は、**同居者全員分の提出**が必要です。

+

B 該当する方のみ に提出していただく書類

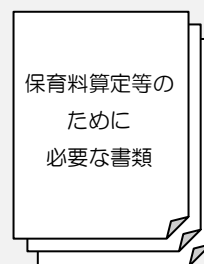
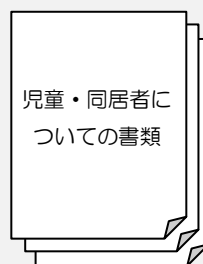
例えば…

- ・児童に食物アレルギーがある方
- ・今年、市外から引っ越してきた方 など

→詳しくは7ページをご確認ください。

注意

あてはまる状況すべてについて書類をご用意ください。



※提出された書類に応じて指数を決定します。
窓口・電話でお問合せいただく際には、個人・ご家庭の状況を詳細にお申し出ください。

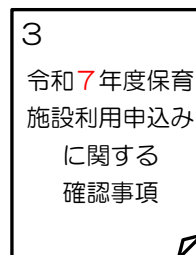
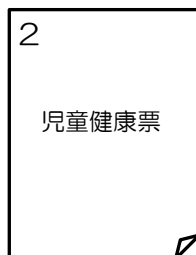
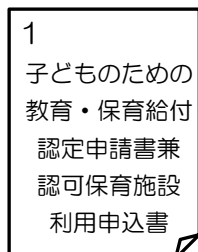
※**兄弟姉妹同時申込み**をされる場合は、人数分の書類をご準備ください。
(上のお子様に関しては、就労証明書は写しで可)



申込みに必要な書類

A すべての方が必要な書類＜全員提出してください。（※**1**＋**2**が必要です。）＞

1 保育所（園）利用申込書一式（3種類）



窓口 こども支援課窓口で配布しています

ダウンロード 鶴ヶ島市役所ホームページからダウンロード可

2 保育が必要なことを証明する書類

※以下（4～5ページ）のうち、あてはまる状況すべてについて書類をご準備ください。

※あてはまらない場合は、こども支援課保育担当へ必要書類をご確認ください。

※すべての証明書類の証明日の有効期間は、次のとおりです。

（証明日から起算して3か月後の月の末日まで）

入所希望月	証明日の有効期間	入所希望月	証明日の有効期間
令和7年4月	令和6年7月1日～ 令和6年10月31日	令和7年10月	令和7年5月1日～ 令和7年8月31日
令和7年5月	令和6年12月1日～ 令和7年3月31日	令和7年11月	令和7年6月1日～ 令和7年9月30日
令和7年6月	令和7年1月1日～ 令和7年4月30日	令和7年12月	令和7年7月1日～ 令和7年10月31日
令和7年7月	令和7年2月1日～ 令和7年5月31日	令和8年1月	令和7年8月1日～ 令和7年11月30日
令和7年8月	令和7年3月1日～ 令和7年6月30日	令和8年2月	令和7年9月1日～ 令和7年12月31日
令和7年9月	令和7年4月1日～ 令和7年7月31日	令和8年3月	令和7年10月1日～ 令和8年1月31日

保護者の状況	必要書類	
就労（決定）中	① 就労証明書	窓口 ダウンロード
	②【自営業の方（法人化をしている場合は除く。）のみ】 自営業用就労状況報告書	窓口 ダウンロード
	③【自営業の方（法人化をしている場合は除く。）のみ】 ●自営業主（個人事業主）として 従事している方 …事業の実態が確認できる書類 ●家族従事者として従事している方 …家族従事者として従事している ことが確認できる書類	※原則、確定申告の写し (上記が提出できない場合→ 営業許可書、開業届等)など 例 確定申告の写し、給与明細 3か月分など
	注意 ③でご提出いただいた書類で実態が確認できない場合は、別の書類の提出 をお願いすることがあります。また、提出書類によっては入所審査（利用調 整）において減点となることがあります。	
就労 （育児休業中）	① 就労証明書	窓口 ダウンロード
	【雇用形態が派遣の方】 原則、 <u>派遣元</u> の就労証明書が必要です。	注意 提出後に育児休業の期間を変更 した場合は、再度、新しい状況 が分かる「就労証明書」の提出 が必要となります。
② 確約書（職場復帰）	窓口 ダウンロード	
母親の 妊娠・出産 	母子健康手帳の写し（表紙、出産予定日が明記されたページ）	
疾病 	① 医師が発行する診断書（ <u>原本又は写し</u> ）	注意 療養期間の記載のないもの、「家庭での保育が困難である」状況が不明 のものは無効です。
	② 疾病（障害）状況申告書	
障害 障害者手帳	① ・身体障害者手帳の写し ・療育手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し ・診断書（ <u>原本又は写し</u> ） 等	窓口 ダウンロード
	② 疾病（障害）状況申告書	

看護・介護	① 看護又は介護を受ける方の診断書 <u>（原本又は写し）</u> 身体障害者手帳等の写し ② 看護・介護スケジュール ※看護・介護に要する時間が分かる書類の写しを提出してください。 ③ 介護（看護）状況申告書 窓口 ダウンロード
就学中 （職業訓練を含む） 	① 在学証明書 <u>（原本）</u> 又は学生証の写し ② 授業カリキュラムの写し ※就学予定の方（合格決定した方）は、①②の代わりに決定の状況が分かる書類（合格通知書の写しと授業カリキュラム等）を提出してください。入学後、在学証明書 <u>（原本）</u> 又は学生証の写しの提出が必要です。 ③ 就学状況申告書 窓口 ダウンロード
求職活動 	誓約書 窓口 ダウンロード <u>※入所月の翌々月の10日までに、就労証明書の提出が必須になります。</u>
災害復旧 	り災証明書、申立書 等

【注意事項】

◆記入方法について

黒のボールペンで記入してください。訂正する場合は二重線で消し、修正液等は使用しないでください。また、一度提出いただいた書類はお返ししませんので、育児休業給付等の申請に控えが必要な方は、あらかじめコピー等を取っておいてください。

◆提出書類について

提出書類がすべて揃っていないと受付できません。各家庭の状況によって、提出書類が異なります。詳しくはこども支援課保育担当にご相談ください。提出書類に虚偽や重大な過失が認められた場合、入所後であっても入所を取り消すことがあります。

◆書類の審査について

入所申込書に記載された世帯構成について、住民登録状況と一致しているか確認させていただきます。異なる場合は、電話にてお問い合わせすることがあります。

また、就労証明書に確認が必要な場合は、直接電話で就労先にお問い合わせすることがあります。

◆求職中又は就労の基準を満たしていない場合の取扱いについて

保護者が求職中の場合、児童の入所承諾期間は**3か月間**です。入所月の翌々月の10日までに、就労証明書の提出ができなかった場合は、原則退所となります。

就労時間が月64時間以上を満たしていない場合も、児童の入所承諾期間は3か月間です。

入所月の翌々月の10日までに、就労の基準を満たした就労証明書の提出がなかった場合は、原則退所となります。

◆離婚協議中又は離婚調停中の取扱いについて

別居しており、かつ離婚調停関連書類等（裁判所の呼び出し状（離婚事件）、弁護士の見解書、内容証明の郵便等）の提出がある場合は、ひとり親としてみなします。原則、上記に当てはまらない場合は、ひとり親としてみなせず、相手方の保育が必要なことを証明する書類等が必要です。

〈同居者について〉

◆同居者が十分保育できない場合

同居者の保育が必要なことを証明する書類の提出がない場合は、入所指数が減算になります。（同居者の年齢が令和7年4月1日時点で70歳以上の場合を除く。）

◆同居者の中に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合は、手帳の写しが必要になります。また、同居者の中に特別児童扶養手当又は障害年金の給付を受けている方がいる場合も、受給者証の写しが必要になります。

B 状況により必要な書類<該当する方のみ、あてはまるものすべて提出してください。>

1 状況により必要な書類

保護者について 	保護者の状況	必要書類
	保育所(園)申込みから利用開始希望日までに、鶴ヶ島市に転入する予定がある ※利用開始月の前月末までの転入が必要	転入先と引き渡し予定日が分かる書類 (賃貸借契約書の写し等) (※転入確約の方の申込みの詳細については、14～15ページを参照。)
	保護者のいずれかが就労、介護、就学のために住所を別にしている(単身赴任等)	【住民票で確認できない場合のみ】 住所を別にしていることが確認できる書類 賃貸借契約書、光熱水費等公共料金の領収書の写し 等 ※詳しくはお問合せください。

児童について 	児童の状況	必要書類
	認可外保育施設(企業主導型保育事業等)を <u>申込み時点で</u> 利用している 注意 申込み時点で利用していない方や、これから利用予定の方は対象となりません。	利用状況が分かる書類の写し 在園証明書、利用契約書、保育料領収書 等 ※利用申込書や保育料金の請求書は、利用状況が分かる書類とは認められません。
	以下のいずれかを持っている ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・児童通所サービス受給者証 ・特別児童扶養手当証書	手帳(氏名、手帳番号、等級及び有効期限が分かる部分)や証書・受給者証等の写し
	食物アレルギーがある	アレルギー検査等の写し

同居者について 	兄弟姉妹等の状況	必要書類
	以下のいずれかを持っている ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害年金証書 ・児童通所サービス受給者証 ・特別児童扶養手当証書	① 手帳(氏名、手帳番号、等級及び有効期限が分かる部分)や証書・受給者証等の写し ② 疾病(障害)状況申告書

2 申込みの受付期間と場所

令和7年4月入所希望の場合

- ・申込後、希望施設等を変更する場合も受付期間内に所定の書類を窓口又は電子申請でご提出ください。（※電話受付不可。）
- ・市外の保育所（園）をご希望の場合は、13ページをご確認ください。

受付場所	受付期間	受付時間	注意
鶴ヶ島市役所 1 階 こども支援課窓口	令和6年 10月9日（水）～ 10月24日（木） ※（祝）を除く	【平日】 8：30～17：15 【土日】 8：30～12：00	混み具合によって受付までに時間がかかる場合がありますのでご了承ください。 （最終週、土日は特に混み合いますので、お早めにお越しください。）

※すでに在所（園）中で、継続して入所（園）を希望される方の書類提出期間は上記と異なりますので、ご注意ください。（別途、ご案内します。）

※鶴ヶ島市に転入予定の方の受付期間は10月9日～24日となります。（申請方法はP.15をご覧ください。）

※鶴ヶ島市外の方が、鶴ヶ島市内の保育所（園）へ申し込む場合は、住民票がある市区町村の保育所入所担当課にご連絡した上、申込書類を御提出ください。鶴ヶ島市への締切日は下記のとおりです。
（書類提出の流れは、p.14に記載しています。）

管外受託申込み期間（追加分）
令和6年11月8日（金）～11月15日（金）※鶴ヶ島市こども支援課必着

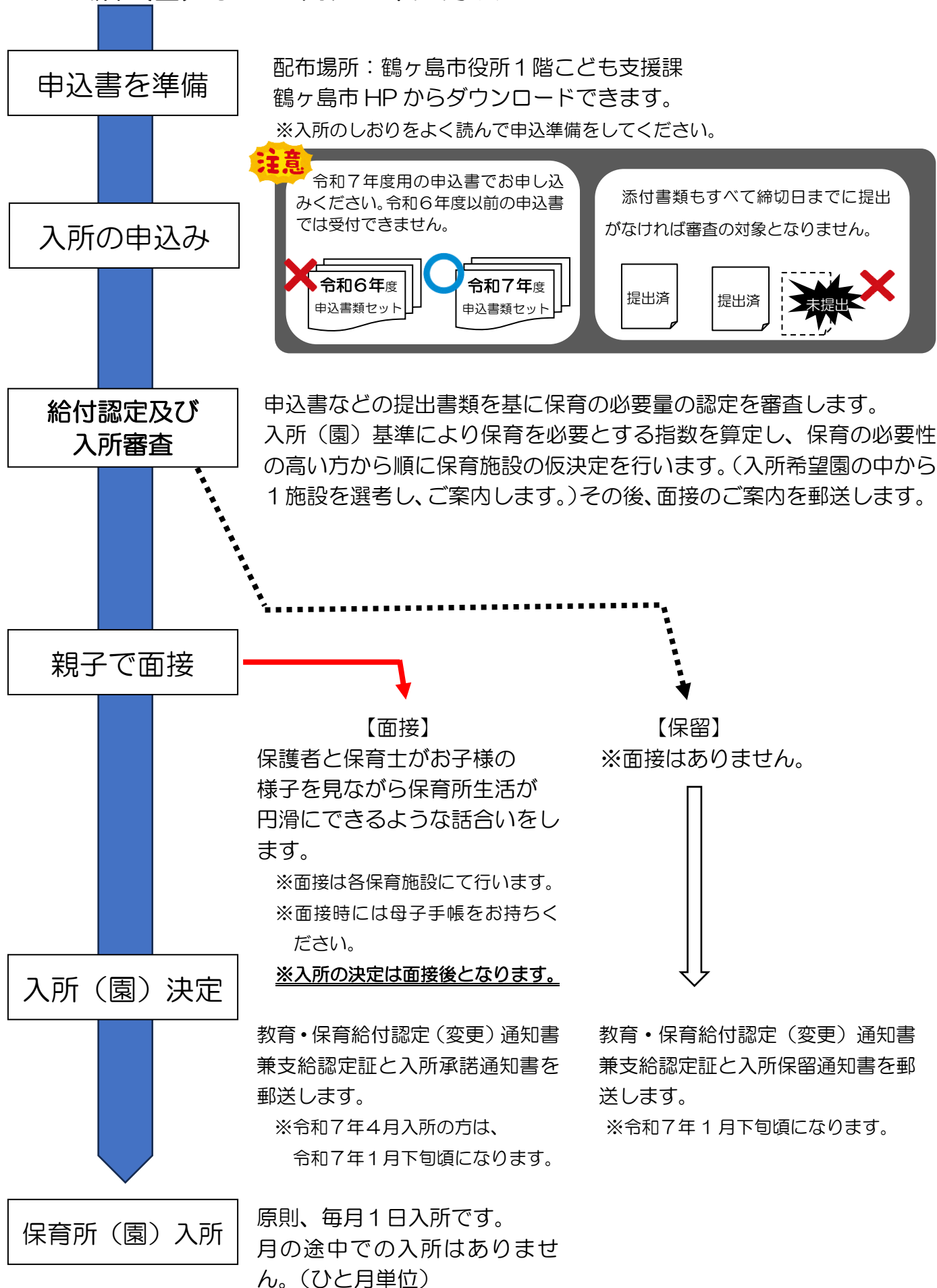
令和7年5月～入所希望の場合

受付場所	希望月	申込み締切日	受付時間
鶴ヶ島市役所 1 階 こども支援課窓口	5月入所	令和7年3月31日（月）	【平日】 8：30～17：15 【土】 8：30～12：00
	6月入所	令和7年4月30日（水）	
	7月入所	令和7年5月31日（土）	
	8月入所	令和7年6月30日（月）	
	9月入所	令和7年7月31日（木）	
	10月入所	令和7年8月30日（土）	
	11月入所	令和7年9月30日（火）	
	12月入所	令和7年10月31日（金）	
	1月入所	令和7年11月29日（土）	
	2月入所	令和7年12月27日（土）	
	3月入所	令和8年1月31日（土）	

※入所の締切りについて

- ・前々月の末日が日曜祝日の場合、その前日の開庁日が締切りとなります。
- ・電子申請の場合、前々月末日の23時59分が締切りとなります。

3 入所（園）までの流れ・申込方法



I はじめに

保育所（園）とは、保護者が仕事・病気等の理由により家庭で児童の保育ができない場合、小学校に入学するまでの間、児童を保護者に代わって保育する児童福祉施設です。鶴ヶ島市内には公立・私立の保育所（園）、私立の認定こども園、私立の地域型保育事業所があります。（25～31ページ参照）

1 保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業所の違い

区分	保育所	認定こども園		地域型保育事業所
		幼稚園部分	保育所部分	
入園・入所対象児童	保護者の就労などの理由により、家庭での保育ができない 0歳児～5歳児 （0歳児の受入れ月齢は施設により異なる）	満3歳児～5歳児	保育所と同じ	保護者の就労などの理由により、家庭での保育ができない 0歳児～2歳児 （0歳児の受入れ月齢は施設により異なる） ※卒園児は、審査指数の加点あり。
申込み	こども支援課保育担当に申込み	各施設に直接申込み	保育所と同じ	保育所と同じ
昼食	給食	給食	給食	給食
保育時間	8時30分～16時30分 （※基本となる保育時間）	朝～昼過ぎ （施設により異なる）	保育所と同じ	保育所と同じ
保育料	0～2歳児のみ		保育所と同じ	保育所と同じ
募集について	随時受付 （詳しくは、本書の内容をご参照ください。）	各施設に直接申込み （施設に直接お問合せください。）	保育所と同じ	保育所と同じ

※保育時間の詳細については、p.18を参考にしてください。

※入所前健康診断や面談を行った結果、保育することが困難と施設長が判断した場合、入所できないことがあります。

※保育所（園）では、原則として薬はお預かりできません。内服している薬がある場合や医療機関を受診した場合は、主治医に保育所（園）の利用を希望していることを伝え、薬の飲み方について登園中の服用を避けることを相談してください。

※保育所（園）では、診断書（指示書）や検査結果など医師の具体的な指示に基づき、保護者と協議しながら可能な範囲でアレルギー食の対応（除去など）を行います。施設の人員体制や設備等の事情により対応が難しい場合は、家からお弁当をお持ちいただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。詳しくは各保育所（園）にお問合せください。

※障害や発達の違いなどにより、集団保育において支援や配慮が必要な場合には、必ず申込み時にお申し出ください。症状や程度によっては、施設の人員体制や設備等の事情により対応が難しい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 保育所（園）を利用できる方

保育の必要な事由	保護者の状況	入所可能期間
就労	月 64 時間以上働いている	就労している期間
妊娠・出産	妊娠中又は出産後で休養が必要である	出産予定月とその前2か月と後3か月（最長6か月間）
就学	大学や職業訓練校、専門学校等に通っている（※1）	卒業予定日、終了予定日の月の月末まで
障害・疾病	病気やけが又は精神や身体に障害がある	療養を必要としなくなるまで
求職活動	求職活動を継続的に行っている	3か月以内
親族の介護、看護	親族を介護又は看護している（※1）	介護又は看護の必要がなくなるまで
その他	災害からの復旧を行っている 児童虐待や DV のおそれがある	必要な期間

※1 保育を必要とする時間は、就労の「月 64 時間以上」を準用します。

注意

・育児休業中で申込みをする場合

保育所（園）に入所した月の翌月 1 5 日までに就労を開始していただく必要があります。

・求職活動で申込みをする場合

保育所（園）に入所後、必ず3か月以内に就労を開始し、入所月の翌々月の10日までに「就労証明書」を提出していただく必要があります。「就労証明書」を期限までにご提出いただけない場合は、原則退所となります。

・保育を必要とする理由が変更となった場合

3～5ページを参照し、こども支援課保育担当まで必要書類の提出をお願いします。

入所日は、毎月1日です。退所日は、各月末です。年度途中の入所は、月を追うごとに難しくなりますが、退所などにより受入れ枠があれば、入所審査（利用調整）を行い、受け入れます。

※原則、月の途中からの入所はできません。

本市では、待機児童解消に向け、受入れ枠の拡充に取り組んでいますが、各施設で受入れできる児童数に限りがあることから、ご希望の施設へ入所・転園ができない場合があります。あらかじめご了承ください。



Ⅱ 申込みについて

1 受入れ年齢について

公立の保育所は、生後6か月経過後（令和7年4月申込みについては、生年月日が令和6年9月30日以前）からです。私立の保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業所は、施設により異なります。

※詳細については、34～35ページの「入所可能年齢/保育時間」をご参照ください。

注意

保育方針や取組は保育所（園）によって異なります。利用申込みに当たっては、入所後のミスマッチを防ぐために、ご希望の保育所（園）をお子様と一緒に事前に見学していただくことを推奨します。

事前に直接保育所（園）へお申込みをした上で、見学してください。

※36ページ「施設選びのポイント」もご参照ください。



2 クラス年齢について

受入れクラスは、以下のとおりです。

クラス年齢	児童の生年月日
0 歳児	2024.4.2 (R6.4.2) ～
1 歳児	2023.4.2 (R5.4.2) ～ 2024.4.1 (R6.4.1)
2 歳児	2022.4.2 (R4.4.2) ～ 2023.4.1 (R5.4.1)
3 歳児	2021.4.2 (R3.4.2) ～ 2022.4.1 (R4.4.1)
4 歳児	2020.4.2 (R2.4.2) ～ 2021.4.1 (R3.4.1)
5 歳児	2019.4.2 (H31.4.2) ～ 2020.4.1 (R2.4.1)

《Point!!》認定とは

2015（平成27）年4月から始まった「子ども・子育て支援新制度」により、幼稚園や保育所（園）を利用していただくためには、下記のいずれかの認定を受けることが必要です。

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設				
		幼稚園 (新制度)	認定こども園 (幼稚園部分)	認定こども園 (保育所部分)	保育所	地域型保育事業所
1号	満3歳以上で、教育を希望する児童	○	○			
2号	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童			○	○	○ ※2歳児クラスのみ
3号	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童			○	○	○

※2号又は3号の認定を受けた場合、保育の必要量に応じ、施設の利用時間が「保育標準時間（1日最長11時間）」と「保育短時間（1日最長8時間）」に区分されます。区分された時間以上に保育を希望する場合は、延長保育による対応となります。（18ページ参照）

※認定こども園（幼稚園部分）に通い、預かり保育の補助を受けたい方は、別途「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第2号・第3号）」の申請が必要です（「保育を必要とする事由」が必要です）。

預かり保育の補助は、4月1日時点で3歳になっている児童が対象となります（非課税世帯を除く）。

※教育・保育給付認定（変更）通知書兼支給認定証は、申請日以後30日を超えての交付となる場合があります。ただし、保育所（園）の利用を保証するもの（決定通知）ではありません。

鶴ヶ島市民の方が鶴ヶ島市外の保育所（園）へ申し込む場合

申込みの流れ

- ① 事前に、希望する保育所（園）のある市区町村の保育所入所担当課に締切日等をお問合せください。

※市区町村によって、申込受付期間や必要書類、審査基準等が異なります。

- ② 申込書類を鶴ヶ島市役所こども支援課保育担当窓口にご提出ください。



提出締切：①で確認していただいた締切日の**7営業日前**

（締切日：土、日、祝日を除いた7日前）

（③で書類を転送する期間が必要となるためです。）

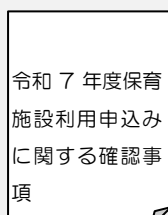
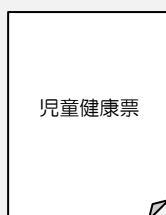
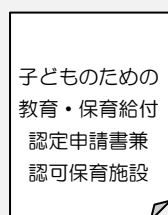
- ③ 鶴ヶ島市役所こども支援課保育担当が、希望する保育所（園）のある市区町村の保育所入所担当課に申込書類を郵送により転送します。
- ④ 希望する保育所（園）のある市区町村の保育所入所担当課で入所審査が行われます。
- ⑤ 審査の結果は、鶴ヶ島市役所こども支援課保育担当からお知らせします。
- ⑥ 鶴ヶ島市から転出予定の方は、入所決定の可否にかかわらず、転出先の市区町村で転入手続を済ませたあと、転出先の市区町村で改めて入所申込みを行ってください。

※申込手続がない場合、審査対象外又は入所取消しとなる可能性があります。

申込書類

A のセットと同じです。（→詳しくは、3～5ページを参照。）

基本の申込書類3枚



保育が必要なことを証明する書類



+

※転出予定がある方のみ

売買契約書や賃貸借契約書の写しなど、希望する保育所（園）のある市区町村への転入場所と日付を確認できる書類

※転入予定の市区町村に直接申し込める場合もありますので、事前に必ず確認してください。

その他、希望する保育施設のある市区町村が必要とする書類

鶴ヶ島市外の方が鶴ヶ島市内の保育所（園）へ申し込む場合

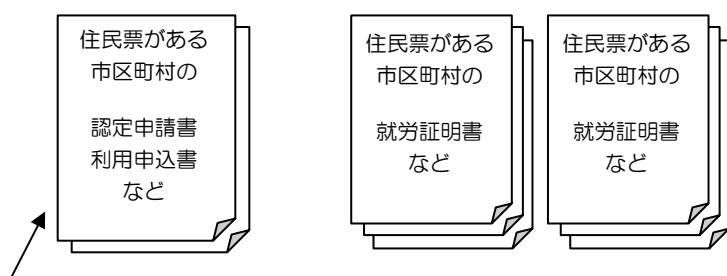
申込みの流れ

- ① 事前に、住民票がある市区町村の保育所入所担当課に手続方法等を確認してください。
※市区町村によって、申込手続が異なる場合があります。
- ② 申込書類を住民票がある市区町村の保育所入所担当課にご提出ください。
- 重要!** ③で書類を転送する期間が必要となるため、鶴ヶ島市の管外受託申込締切日に間に合うよう、日数に余裕を持ってご提出ください。
鶴ヶ島市の管外受託申込締切日は、入所希望月の前月10日（閉庁日の場合その直前の開庁日）です。
- ③ 住民票がある市区町村の保育所入所担当課が、鶴ヶ島市役所こども支援課保育担当に申込書類を転送します。
- ④ 鶴ヶ島市役所こども支援課保育担当で入所審査を行います。
- ⑤ 審査の結果は、申込書類を提出した市区町村の保育所入所担当課からお知らせします。
- ⑥ 鶴ヶ島市へ転入予定がある方は、入所決定の可否にかかわらず、鶴ヶ島市に転入後、鶴ヶ島市役所こども支援課保育担当窓口で改めて入所申込みを行ってください。
※申込手続がない場合、審査対象外又は入所を取り消す場合があります。

申込書類

基本の申込書類 と 保育が必要なことを証明する書類

※住民票がある市区町村の様式を使ってください。



転入予定がある方は、転入予定であることを申込書類に記入してください。

+

※転入予定がある方のみ

売買契約書や賃貸借契約書の写しなど、鶴ヶ島市への転入を確認できる書類
(詳細は15ページをご覧ください。)

鶴ヶ島市に転入予定がある方へ

入所希望日の前日までに鶴ヶ島市へ転入（住民票の異動）される予定のある方については、以下の条件①～④をすべて満たしている場合に限り、市内に住民票がある方と同じ扱いで利用調整を行います。

鶴ヶ島市の様式で鶴ヶ島市に直接お申込みください。

〈条件〉

- ① 転入先住所が決まっていること。
- ② 引越し予定日が入所希望日より前であること。
- ③ 転入後に居住する住所地と住宅の引渡し予定日が分かる書類を用意できること。
（土地の売買契約書と新築工事請負契約書、不動産売買契約書、賃貸契約書など）
- ④ 入所決定、入所保留に関わらず、入所希望日までに転入手続きができること。
（※入所希望月の前月末までに転入すること。）

※転入手続きができなかった場合は、入所を取り消します。

※これまで住んでいた市区町村で保育施設に通っており、引き続き同じ保育施設に通われない方は、別の手続きも必要となります。現在お住まいの市区町村と鶴ヶ島市役所こども支援課保育担当の両方に事前にご相談ください。

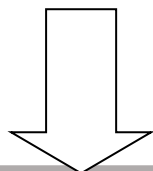
申込時に必要な持ち物

①記入済の申込書類一式

②申込者のマイナンバーカード（個人番号カード）

本人確認のために、ご提示ください。

ただし、児童や同居人のマイナンバーカードは提示不要です。



※マイナンバーカードをお持ちでない方は、
代わりに**A**と**B**両方をご提示ください。

A

申込者のマイナンバー通知カード



+

官公署等が発行する申込者の写真付き証明書 いずれか 1 点

- | | | |
|---------|---------|--------------|
| 例) ・免許証 | ・写真付社員証 | ・身体障害者手帳 |
| ・パスポート | ・写真付学生証 | ・療育手帳 |
| | | ・精神障害者保健福祉手帳 |

B

又は

官公署等が発行する申込者の写真のない証明書 いずれか 2 点

- | | | |
|------------------------------------|---------------|-------------|
| 例) ・母子健康手帳 | ・公的医療機関の被保険者証 | ・児童扶養手当証書 |
| ・預金通帳 | ・各種医療受給者証 | ・特別児童扶養手当証書 |
| ・年金手帳 | ・公共料金の領収書 | |
| ・その他官公署発行で「氏名」「生年月日又は住所」が記載されているもの | | |

！注意！

※提示が困難な場合はお問合せください。

保育所（園）利用申込手続きには、申込書類へのマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定により、保育所（園）の入所を希望する方は、申込手続きに必要な書類である「子どものための教育・保育給付認定申請書兼認可保育施設利用申込書」にマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

「子どものための教育・保育給付認定申請書兼認可保育施設利用申込書」をご提出の際は、マイナンバーを記載していただくとともに、申込者の「番号確認」と「本人確認」が必要です。

代理人への委任

保護者が申込みに来ることができない場合、代理人へ委任することが可能です。その際は、必ず保護者が記載した委任状を受任者が持参するとともに、受任者の身分証明書が必要です。

また、受任者は委任者によって署名等を行うことができませんので、書類に不備等があった場合、修正いただいた後、再度申込みにお越しいただくようお願いすることがあります。

やむを得ず代理人への委任が必要な場合は、事前にこども支援課保育担当に確認してください。

入所保留通知書について

育児休業の延長や育児休業給付金等の手続をする際に、保育所（園）に申込みをしたにもかかわらず入所できなかったことを証明するために、自治体が発行する「入所保留通知書」の提出を求められる場合があります。

※育児休業の延長や育児休業給付金等の手続については、必ず就労先やハローワーク等に確認してください。（その他各種申込書類の写しが求められる場合があります。）

注意

- 入所保留通知書には「保留となった理由」に対象月を記載して送付します。
例）令和7年12月入所に申込みをした場合
⇒保留となった理由「12月に希望されました保育所の定員に空きがないため。」
- 締切日を過ぎた後で、遡っての申込みや変更は受付できません。
例）利用希望年月日を「令和7年12月1日」から「令和7年11月1日」に変更する場合、11月1日の申込締切日（9月30日）が基準となります。

変更申込日	変更の可否
11月入所申込締切後 （令和7年9月30日～）	×
11月入所申込締切前 （～令和7年9月30日）	○

- 利用希望月に入所できず、すでに入所保留通知書の発行を受けており、その後も申込みを継続される場合、希望月以外の入所保留通知書は原則、送付しません。

※給付金の請求等により入所保留通知書が必要な場合は、こども支援課保育担当にお問合せください。（必要月の前々月末日締切）※期間厳守

Ⅲ 保育所（園）入所決定後について

1 保育時間

保育必要量における保育標準時間の場合と、保育短時間の場合の利用可能な時間帯は、保育施設ごとに異なります。鶴ヶ島市内の保育施設の場合は、以下のとおりです。

保育時間一覧（令和7年4月～）

保育施設名	保育標準時間 （1日当たり最大11時間まで）	保育短時間 （1日当たり最大8時間まで）
鶴ヶ島保育所	7時30分～18時30分	8時30分～16時30分
富士見保育所	7時30分～18時30分	
川鶴保育園	7時30分～18時30分	
あたご保育園	7時00分～18時00分	
さかえ保育園	7時00分～18時00分	
はちの巣保育園	7時00分～18時00分	
菜の花保育園	7時30分～18時30分	
笹久保さくら保育園	7時00分～18時00分	
いちご保育園	7時00分～18時00分	
第二はちの巣保育園	7時00分～18時00分	
かこのこ保育園	7時00分～18時00分	
鶴ヶ島みどり保育園	7時00分～18時00分	
かもめ保育園	7時00分～18時00分	
認定こども園 つるがしま白百合幼稚園	7時00分～18時00分	
鶴ヶ島いろどり保育室	7時30分～18時30分	
ベビーかろーれ	7時30分～18時30分	
つるの子保育園	7時00分～18時00分	
すみれ保育園	7時00分～18時00分	
メルヘン保育園	7時30分～18時30分	

※上記は平日の時間帯です。土曜日については、各保育施設の土曜日の開所時間の範囲内で、利用可能な時間となります。

※保育標準時間（指定の11時間）を超えて利用される場合（各保育施設の開所時間内に限る。）は延長保育となり、別途、延長保育料が発生します。（34～35ページ参照）

公立保育所の場合の時間外保育料

鶴ヶ島保育所		富士見保育所
18時30分を超えて19時まで	18時30分を超えて20時まで	18時30分を超えて19時まで
2,000円（月額）	3,000円（月額）	1,500円（月額）

※鶴ヶ島市の公立保育所以外の保育所等の延長保育料については、施設へ直接ご確認ください。

2 保育料（利用者負担額）

2019（令和元）年10月から始まった幼児教育・保育の無償化制度により、3歳から5歳までと、住民税非課税世帯の0歳から2歳までのお子様の保育料は無料です。

それ以外のお子様の保育料として、保護者が負担する費用は、次のとおりです。

（1）利用者負担額について

ア 対象施設

保育所（園）、認定こども園の保育所部分、地域型保育事業所
（どの施設に入所しても共通です。）

イ 納付対象月

毎月初日時点で在籍している月（1日も通所しなくても、前月中に退所の手続をされないと、その月の分は納めていただくこととなります。）

ウ 利用者負担額の納付先と納付方法

利用施設	納付先	納付方法
市内の公立保育所・川鶴保育園	鶴ヶ島市に納付	口座振替又は納付書
市内外の私立保育所		
市外の公立保育所	当該保育所がある市区町村に納付	市区町村により異なる
認定こども園（保育所部分）	施設に直接納付	施設により異なる
地域型保育事業所		

エ 決定方法

保育必要量、保護者の市区町村民税額、世帯の状況等により決定します。

参照する市区町村民税の年度

月分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
参照年度	令和6年度市区町村民税額						令和7年度市区町村民税額					

※ただし、父母共に市区町村民税額が0円の場合で、かつ同居の祖父母（別世帯含む。）が以下のいずれかに該当する場合は、原則として同居の祖父母を家計の主宰者とみなし、当該祖父母（いずれか収入の大きい方）の市区町村民税額を参照します。

- ①入所児童を税法上又は健康保険上の扶養としている。
- ②入所児童の父母を税法上又は健康保険上の扶養としている。
- ③最多収入者又は最多納税者である。

オ 決定に必要な書類

- ・マイナンバーを活用した情報連携を行い、市区町村民税額を参照するため、原則として算定に必要な書類（課税証明書等）の提出は不要です。
 - ・ただし、令和6年1月1日時点で鶴ヶ島市外に住民登録があった方等については、別途証明書類の提出をお願いする場合があります。
- ※算定に必要な証明書等の提出が無かった場合は、**最高額で仮算定**します。

カ 利用者負担額の変更

世帯の状況に変更があった場合（保護者の死亡、離婚、再婚、祖父母との同居や別居など）や、税の修正申告などにより市区町村民税額が変更となった場合は、利用者負担額の階層が変更となる場合がありますので、速やかにこども支援課保育担当にお申出ください。

利用者負担額の階層の変更は、その事実が判明した月の翌月からとなります。

（２）実費徴収等について

保育料が無料であっても、給食の食材料費は実費徴収となります。０歳～２歳のお子様の給食費は、保育料に含まれます。

利用者負担額のほかに、保育の質向上のために必要な費用や、教材費をはじめとした「実費徴収」がある場合があります。費用は施設により異なりますので、詳細は各施設にお問合せください。

注意

① 世帯の所得が未確定の場合（未申告、税関係書類が未提出等）

税額等が確定するまでは、保育料は最高階層の金額で仮決定とします。税額が確定次第、保育料を決定し、差額を精算します。（ただし、過年度分を申告された場合は保育料の変更及び支払われた保育料の返還はできません。速やかに税額の確定に必要な手続きをお願いします。）

② 離婚しても入所児童と父母が同居している場合や、別居中でも入所児童の親権者である場合

父母の税額を合算の上、保育料を算定します。また、入所児童の保護者が父母以外の場合は、実際に児童を養育している方の税額も含め保育料を算定します。

注意

保育料を滞納されますと、納付いただいた方との公平性が失われるだけでなく、保育現場にも影響が及びます。鶴ヶ島市では、公平性の確保と保育の維持・向上を図るため、保育料が未納の世帯に対して、自宅・就労先への電話催告・訪問徴収、滞納処分（預貯金や給与等の差押）等を行っています。

何らかの事情で保育料を納付できない場合は、分割納付や児童手当からの充当等のご相談に応じますので、こども支援課保育担当にご連絡ください。

保育認定子ども保育料徴収基準表

各月初日における満3歳未満保育認定子どもの 属する世帯の階層区分			保育料等及び利用者負担額(月額)			
			保育標準時間		保育短時間	
			要保護者等世帯	その他の世帯	要保護者等世帯	その他の世帯
1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)		円 0		円 0	
2階層	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
3階層	市町村民税のうち均等割に限って課税されている世帯		3,000	6,000	2,900	5,800
4階層	市町村民税の課税世帯で、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	37,000円未満 (指定都市からの転入者の場合49,330円未満)	3,650	7,300	3,550	7,100
5階層		37,000円以上48,600円未満 (指定都市からの転入者の場合49,330円以上64,800円未満)	4,300	8,600	4,200	8,400
6階層		48,600円以上53,000円未満 (指定都市からの転入者の場合64,800円以上70,660円未満)	5,000	10,000	4,900	9,800
7階層		53,000円以上64,000円未満 (指定都市からの転入者の場合70,660円以上85,330円未満)	6,150	12,300	6,000	12,000
8階層		64,000円以上75,000円未満 (指定都市からの転入者の場合85,330円以上100,000円未満)	7,400	14,800	7,250	14,500
9階層		75,000円以上77,101円未満 (指定都市からの転入者の場合100,000円以上102,801円未満)	9,000	19,700	9,000	19,300
10階層	市町村民税の課税世帯で、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	77,101円以上86,000円未満 (指定都市からの転入者の場合102,801円以上114,660円未満)	19,700		19,300	
11階層		86,000円以上97,000円未満 (指定都市からの転入者の場合114,660円以上129,330円未満)	25,000		24,500	
12階層		97,000円以上115,000円未満 (指定都市からの転入者の場合129,330円以上153,330円未満)	30,500		29,900	
13階層		115,000円以上129,000円未満 (指定都市からの転入者の場合153,330円以上172,000円未満)	36,000		35,300	
14階層		129,000円以上142,000円未満 (指定都市からの転入者の場合172,000円以上189,330円未満)	41,700		40,900	
15階層		142,000円以上156,000円未満 (指定都市からの転入者の場合189,330円以上208,000円未満)	43,100		42,300	
16階層		156,000円以上169,000円未満 (指定都市からの転入者の場合208,000円以上225,330円未満)	44,500		43,700	
17階層		169,000円以上188,000円未満 (指定都市からの転入者の場合225,330円以上250,660円未満)	51,800		50,900	
18階層		188,000円以上203,000円未満 (指定都市からの転入者の場合250,660円以上270,660円未満)	52,600		51,700	
19階層		203,000円以上218,000円未満 (指定都市からの転入者の場合270,660円以上290,660円未満)	53,100		52,100	
20階層		218,000円以上234,000円未満 (指定都市からの転入者の場合290,660円以上312,000円未満)	53,600		52,600	
21階層		234,000円以上254,000円未満 (指定都市からの転入者の場合312,000円以上338,660円未満)	54,100		53,100	
22階層		254,000円以上279,000円未満 (指定都市からの転入者の場合338,660円以上372,000円未満)	54,400		53,400	
23階層		279,000円以上285,000円未満 (指定都市からの転入者の場合372,000円以上380,000円未満)	54,600		53,600	
24階層		285,000円以上 (指定都市からの転入者の場合380,000円以上)	54,800		53,800	

【参考 2】

令和7年度 鶴ヶ島市 保育所等施設入所基準

- 1 父・母の基準指数（表1）の合算で決定する。
- 2 審査基準指数＝基準指数（表1）＋調整指数（表2）
- 3 入所要件が2項目以上にわたる場合は、基準指数（表1）の高い方とする。
- 4 市外在住者については、市内在住者の入所審査後に審査するものとする。
- 5 同一指数の場合の優先順位については、同点の場合の優先順位（表3）のとおりとする。

優先順位は、番号の順に比較項目の優先度を比べ、「優」の欄に該当するものから順に定めるものとする。

【表1 基準指数】

父・母の状況(同居の親族、その他の方が保育に当たれない場合)					
類型	細目		適用	指数	入所承諾期間
就労※1	常勤・自営 (内定を含む。)		月160時間以上の就労を常態	10	必要な期間
			月140時間以上160時間未満の就労を常態	9	
			月120時間以上140時間未満の就労を常態	8	
			月100時間以上120時間未満の就労を常態	7	
			月80時間以上100時間未満の就労を常態	6	
			月64時間以上の就労を常態	5	
	内職		月64時間以上の子から離れて行う就労を常態	5	
就学	学生	就学・技術習得のため、勉強している方(就労の適用に準ずる。)		5～10	
出産	出産(母)	出産予定月とその前2か月と後3か月(最長6か月間)		10	6か月以内
疾病等※2	疾病入院		おおむね1か月以上の入院	10	必要な期間
	居宅療養	常時臥床	疾病のためおおむね1か月以上常時臥床	10	
		精神・感染症	医師が長期療養(安静)を要すると診断した方	10	
		一般療養	医師がおおむね1か月以上療養(安静)を要すると診断した方	8	
		その他	疾病は比較的軽症だが、定期的に通院を要する方	6	
障害	重度	身体障害者手帳1級又は2級を所持している方 精神障害者健康福祉手帳1級又は2級を所持している方 療育手帳④又はAを所持している方		10	必要な期間
	中度	身体障害者手帳3級又は4級を所持している方 精神障害者健康福祉手帳3級を所持している方 療育手帳Bを所持している方		8	
	軽度	身体障害者手帳5級又は6級を所持している方 療育手帳Cを所持している方		5	
病人看護等※3	入院付添		おおむね1か月以上の親族の入院・付添に当たっている方	10	必要な期間
	心身障害者介護		心身障害者の介護、通園・院・学に当たっている方	9	
	居宅内看護		同居の家族の長期居宅療養等介護に当たっている方	7	
	介護	要介護4以上	介護保険制度の要介護認定を受けている方の介護に当たっている方	10	
		要介護2以上		8	
		その他		5	
※老人ホーム・介護施設等を利用している場合、利用日を除いて月64時間以上の介護に当たっていることが原則					
災害	家庭の災害	火災、風水害等で家屋が失われ復旧に当たる場合		10	
その他	就労確約	申込時に一月の最低労働時間が64時間を下回る勤務を常態		4	3か月以内
	求職	求職のため、日中外出を常態		3	
	家庭事情	家庭状況等に特別な理由があり、市長が保育を必要と認めた場合		その事情を 勘案し決定	必要な期間

- ※1 就労時間は休憩時間を含む。育児のための短時間勤務制度を利用している場合は、通常の勤務時間で算定を行う。
- ※2 疾病の指数について、日中の保育ができない旨と、療養期間の記載がある診断書が必要。記載がない場合は、求職活動の指数を使用し、認定期間も3か月間とする。
- ※3 介護・看護の指数における介護・看護の対象となる方は、保護者から3親等以内の親族（内縁関係者を含む。）を指す。

【表2 調整指数】

父・母の状況(同居の親族、その他の方が保育に当たれない場合)				
類型	細目	適用	指数	
保護者の状況	ひとり親世帯※1	父の死亡、離別、行方不明、拘禁	18	
		母の死亡、離別、行方不明、拘禁	18	
	単身赴任	父、母のどちらかが単身赴任の場合	3	
	市外勤務※2	保護者及び60歳未満の同居者の就労先の勤務地が全員市外の場合	1	
	県外勤務※2	保護者及び60歳未満の同居者の就労先の勤務地が全員県外の場合	2	
	産後復帰	産前産後休暇から育児休業を取得せずに復帰する場合	1	
	育児休業	育児休業取得により、一時退園し、同じ園に育児休業明けに再入園の場合	50	
兄弟姉妹の状況	兄弟姉妹在園※3	申込児以外の子が市内の認可保育施設に在園中の場合(新規申請)	2	
	兄弟姉妹※3	兄弟姉妹が同時申請の場合で、同一施設のみ利用を希望する場合(新規申請)	1	
	兄弟姉妹転園※3	在園中の児童が兄弟姉妹と同施設への転園のみを希望する場合(転園申請)	4	
	双子児	双子児以上の申込みの場合	1	
	多子世帯①	申込児を含め、未就学児童が2人以上いる場合	未就学児童数	
	多子世帯②※4	兄弟姉妹に小学生の就学児童がいる場合	1	
児童の状況	保育施設在園※5	申込児を保育施設(認可外保育施設、ベビーシッター等)に有償で預けているのを常態(一時預かりは対象外)	1	
	障害児※6	集団保育が可能で、かつ集団保育を必要とする障害児の場合	10	
	小規模保育施設等卒園児※7	申込児が小規模保育施設、事業所内保育施設又はいちご保育園の卒園児である場合	10	
その他	生活保護世帯	生活保護法による被保護者世帯	1	
	その他	家庭状況等に特別な理由があり、市長が保育を必要と認めた場合	その事情を 勘案し決定	
	市内保育施設勤務※8	保護者が保育士資格又は幼稚園教諭の資格を有しており、かつ市内の保育施設、幼稚園、認定こども園などで保育に従事する場合	4	
	市外保育施設勤務※8	保護者が保育士資格又は幼稚園教諭の資格を有しており、かつ市外の保育施設、幼稚園、認定こども園などで保育に従事する場合	1	
	60～69歳同居者有(減算)※9	祖父母等同居の親族その他の方が十分保育できないと主張している方 ※保育ができない理由を示す書類(就労証明書等)を提出した場合は減算なし。	－1	
	50～59歳同居者有(減算)※9	祖父母等同居の親族その他の方が十分保育できないと主張している方 ※保育ができない理由を示す書類(就労証明書等)を提出した場合は減算なし。	－2	
	49歳以下の同居者有(減算)※9	祖父母等同居の親族その他の方が十分保育できないと主張している方 ※保育ができない理由を示す書類(就労証明書等)を提出した場合は減算なし。	－3	
	管外受託	在勤者	父、母のどちらかの勤務地が鶴ヶ島市内の場合(転入確約者を除く。)	－7
		在勤者以外	父、母の勤務地が鶴ヶ島市外の場合(転入確約者を除く。)	－8
	その他	入所申込締切日までに必要とする書類が提出されない	申込不可	

※1 「ひとり親に準ずる世帯」も、ひとり親世帯として適用し、離婚調停中かつ保護者の住民票が別々の場合などを指す。

※2 市外勤務と県外勤務で重複して加点は行わない。

※3 兄弟姉妹で重複して加点は行わない。

※4 小学生の就学児童がいる場合、一律1点。(人数に応じての加算は行わない。基準は入所申込み年度の4月1日。)

※5 勤務先の託児所も含む。

※6 医師の診断書に集団保育が可能、かつ必要であることが記載された診断書の提出が必要。

※7 4月入所申込みの場合で、卒園予定の児童が対象。事業所内保育施設(従業員枠)の場合は除く。

※8 父・母それぞれに加算。

※9 同居者の年齢は、入所申込み年度の4月1日時点の年齢。

【表3 同点の場合の優先順位】

番号	比較項目	優先度	
		優	劣
1	新規申込み(保育所変更申込みは除く。)	該当	非該当
2	ひとり親世帯	該当	非該当
3	生活保護世帯	該当	非該当
4	調整指数が同数の場合は、基準指数	高い	低い
5	保育の利用を必要とする理由が災害復旧	該当	非該当
6	保育の利用を必要とする理由が疾病等	該当	非該当
7	保育の利用を必要とする理由が就労	該当	非該当
8	保育の利用を必要とする理由が病人看護等	該当	非該当
9	保育の利用を必要とする理由が妊娠・出産	該当	非該当
10	保育の利用を必要とする理由が就学	該当	非該当
11	保育の利用を必要とする理由が求職	該当	非該当
12	希望保育施設に兄弟姉妹が在園	該当	非該当
13	世帯員の中の未就学児数	多い	少ない
14	世帯員の中の13歳未満の子の数	多い	少ない
15	世帯員の中の18歳未満の子の数	多い	少ない
16	両親の就労先所在地	遠い	近い
17	祖父母の居住地	遠い	近い
18	子の属する世帯の収入	少ない	多い
19	連携施設申込み	該当	非該当
20	保留期間	長い	短い

公 立 保 育 所

鶴ヶ島 保 育 所

所在地：〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1922-23
 TEL 049-286-0551 FAX 049-271-5294
 設 立：昭和41年4月1日（平成10年4月1日 移転）
 敷 地：2,514.99㎡ 園舎面積：1,313.17㎡
 構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造2階建



☆市の中央に位置し、昭和41年4月に開所。平成10年4月には、発育支援センター併設の園舎に改築し、近くには小川や公園、池などの散策コースがあり、自然環境に恵まれています。また、介護老人保健施設、学校等も近くにあり、多くの人との交流も積極的に進めています。そのような環境の中で明るく元気な子、誰とでもふれあい心豊かな子をモットーに保育に取り組んでいます。

富 士 見 保 育 所

所在地：〒350-2201 鶴ヶ島市富士見4-26-1
 TEL 049-285-6648 FAX 049-271-5296
 設 立：昭和54年4月1日（平成27年4月1日 移転）
 敷 地：2,989.74㎡ 園舎面積：1,092.46㎡
 構 造：鉄骨造平屋建



☆東武東上線若葉駅から徒歩15分位のところにある鶴ヶ島市立栄小学校内に改築され、平成27年4月1日に移転しました。近くには公園もあり、子ども達の楽しいお散歩場所となっています。また、栄小学校と近隣の幼稚園と1校、2園で幼保小の連携をとりながら、心豊かな思いやりある子・自分で考えて行動できる子・生き生きと遊べる子を保育目標とし、日々の保育を行っています。

川 鶴 保 育 園

所在地：〒350-1176 川越市川鶴2-12-2
 TEL・FAX 049-233-3017
 設 立：昭和60年4月1日
 敷 地：1,489.11㎡ 園舎面積：788.48㎡
 構 造：鉄筋コンクリート造2階建



☆東武東上線鶴ヶ島駅より川鶴団地行きのバスで5分の住宅街にあります。近くには大型の公園がたくさんあり、緑に囲まれた自然環境に恵まれた中で遊びのびと遊ぶことにより、心と身体の自律を促し、豊かな発達をめざす保育に取り組んでいます。

民間保育所

あ た ご 保 育 園

所在地：〒350-2227 鶴ヶ島市新町4-9-3
TEL 049-286-3860 FAX 049-286-3881
設 立：昭和55年4月1日
（平成13年2月8日新築移転、平成16年7月14日増築）
敷 地：1,297.40㎡ 園舎面積：651.40㎡
構 造：鉄骨造2階建



✧東武越生線の一本松駅南側の鶴ヶ島市西部に位置し、木のぬくもりを生かした園舎が特徴です。静かな住宅街に囲まれ、近隣には公園や神社、市民センター、医療機関等が整備されており、緑豊かな落ち着いた環境になっています。豊かな愛情をもった職員が子どもたち一人ひとりをしっかりと受け止め、子どもにとって安心な環境と子どもの個性を大切にしたいあたたかい保育を目指しています。

さ か え 保 育 園

所在地：〒350-2206 鶴ヶ島市藤金106-1
TEL 049-286-2065 FAX 049-286-2006
設 立：昭和55年4月1日（平成23年4月 新築移転）
敷 地：999.84㎡ 園舎面積：577.82㎡
構 造：鉄骨造2階建



✧子ども達も大変楽しみにしている、月に1回のお弁当の日には、お散歩に出掛けます。家庭的な雰囲気の中で、生活習慣の確立を中心に心身共に元気で明るく、伸び伸びと過ごせる環境を作り、保護者の方々と協力し合い、より良い保育、より良い子育てができるよう日々取り組んでいます。

は ち の 巣 保 育 園

所在地：〒350-2206 鶴ヶ島市若葉一丁目15番地2
TEL 049-285-6693 FAX 049-285-6696
設 立：平成15年4月1日（平成25年4月 新築移転）
敷 地：1,781㎡ 園舎面積：773.0㎡
構 造：重量鉄骨造2階建



✧東武東上線若葉駅西口徒歩3分の都市化された地域にありますが、「自然大先生」の方針で季節ごとの自然感動体験と登山に多数取り組んでいます。乳幼児期は、生体リズム(自律神経系)をつくり、体づくりと感性(五感)を育み、個性を見つけ、お互いの違いを喜び認め合うことを大切に考えています。0歳ハイハイ運動保障のため園舎屋根斜面は、芝生にしています。また、子どもたちが伸び伸びと本気で走ることできる、大ホールがあります。

菜の花保育園

所在地：〒350-2214 鶴ヶ島市太田ヶ谷142-2
TEL・FAX 049-287-8981
設立：平成16年7月1日
敷地：711.57㎡ 園舎面積：199.38㎡
構造：木造平屋建



☆菜の花保育園は定員30名の保育園です。園のまわりは畑や木立が広がり、畑道を通って鶴ヶ島運動公園につづき、雑木林に至ります。お散歩や外遊びの中で自然とふれあい、季節やそれに伴う命の循環を学びとっていきます。お友達や先生たちと園でのびのび生活する事を通して、社会的な秩序や思いやりの心を育てていきます。ひとりひとりの個性や家庭のスタイルを尊重しながら、健康な心身をつくり、好き嫌いのない食生活と味覚を身につけ、楽しくリトミックや英語に親しんでいける活動も取り入れ、“自ら学ぶ力”を大切にしています。

笹久保さくら保育園

所在地：〒350-2222 鶴ヶ島市下新田532-1
TEL 049-272-3211 FAX 049-287-7711
設立：平成17年4月1日
敷地：2,502㎡ 園舎面積：775.9㎡
構造：鉄骨造2階建



☆市内西部ののどかな環境の中に立地しています。畑や林も多く自然豊かな保育園で、四季の移ろいを肌で感じながら子どもたちは過ごしています。主要活動の「お散歩」では地域の人たちと触れ合い、交通ルールが身に付き、さらには知らず知らずのうちに運動能力の向上にもつながっています。また、水曜日には外部講師を招いて体操教室を実施したり、野菜の栽培・収穫やクッキング保育などの食育活動にも力をいれています。このように子どもたちが色々な体験を通して成長していくことを主眼に置いて保育をしています。

いちご保育園

所在地：〒350-2211 鶴ヶ島市脚折町3-24-4
(鶴ヶ島めぐみ幼稚園内)
TEL 049-286-1695 FAX 049-285-9986
設立：平成17年4月1日
敷地：1,883㎡ 園舎面積：111.7㎡
構造：木造平屋建



☆東武東上線坂戸駅から徒歩15分、住宅地の中にあります。幼保一体施設として、鶴ヶ島めぐみ幼稚園に併設された、1・2歳児を対象とした園です。家庭的な雰囲気の中でひとりひとりの子供の気持ちを大切に保育します。友達とのかかわり、幼稚園児との交流、一緒に体験する行事での様々な体験を通して子供たちが自らの“成長しようとする力”を発揮しながら楽しく心地よい生活ができるよう取り組んでいます。

第二はちの巣保育園

所在地：〒350-2214 鶴ヶ島市太田ヶ谷609-7
TEL 049-286-1110 FAX 049-286-1120
設立：平成18年4月1日
敷地：1,983㎡ 園舎面積：494.8㎡
構造：木造平屋建



☆緑豊かな環境の中、五感で自然を感じ、不思議がる心・好奇心・内なる意欲を大切にしています。ひとりひとりのユニークさを受け止め、それぞれが自我を拡大し、仲間の中で「自分大好き・友達大好き」と思えるよう育てほしいと願っています。子ども時代、子どもは子どもらしく、そして子育て時代、親も子育て仲間の中で楽しく過ごせることを目指しています。

かこのこ保育園

所在地：〒350-2202 鶴ヶ島市五味ヶ谷179-1
TEL 049-279-0505 FAX 049-279-0511
設立：平成22年4月1日
敷地：1,325.9㎡ 園舎面積：573.0㎡
構造：木造平屋建



☆鶴ヶ島市駅東口より徒歩約15分の場所に位置する、のどかな自然に囲まれた保育園です。乳幼児期にふさわしい、温もりや安心感が持てる環境、子どもひとりひとりの個性を大切に、心と体の健やかな育ちを目標にしています。子どもの「未来」への可能性の芽を伸ばすことを大切にする保育を目指します。

鶴ヶ島みどり保育園

所在地：〒350-2203 鶴ヶ島市上広谷537-1
TEL 049-287-4600 FAX 049-287-4611
設立：平成27年4月1日
敷地：2,828㎡ 園舎面積：844.36㎡
構造：鉄骨造2階建



☆平成27年4月に、市の東部の上広谷地区、鶴ヶ島駅より徒歩約15分の環境豊かな場所に開設した保育園です。近隣には小学校、老人介護施設、畑やお散歩道、市民センターに広場。保育環境にはとても恵まれています。『子供たちの心の声を聴きながら、健やかで優しく、ちょっぴりたくましい児童に育てたい。そして何よりご家庭の想いを大切に繋いでいく保育を心がけて参ります。』という当法人の保育理念のもと、地域、保護者の皆様と共に考え共感しながら常にあたたかい、楽しい保育を行っています。

かもめ保育園

所在地：〒350-2206 鶴ヶ島市藤金108-5
TEL 049-277-3075 FAX 049-277-3076
設立：平成30年4月1日
敷地：974㎡ 園舎面積：318.7㎡
構造：鉄骨造2階建



☆さかえ保育園の道路を挟んだ西側に、新しい保育園として平成30年4月に開設しました。恵まれた自然環境の中、子ども達は虫や草花を見つけ日々発見をくり返しています。自然と触れ合い、季節を感じながら元気で明るく伸び伸びと思いやりの心を育てています。個性豊かな自己表現が出来る様な活動に取り組み、毎日手作りの給食を楽しみにしながら、保護者の方に安心して通って頂ける様な保育を目標に取り組んでいます。

認定こども園

つるがしま白百合幼稚園

所在地：〒350-2222 鶴ヶ島市下新田388
TEL 049-285-1020 FAX 049-286-1125
設立：平成27年4月1日
敷地：5,692.52㎡ 園舎面積：1,280.58㎡
構造：鉄骨造2階建



☆平成27年4月、幼稚園と保育園のそれぞれのよいところを生かしながらその両方の役割を果たす「幼保連携型 認定こども園」としてスタートしました。当園では、あたたかい雰囲気の中でゆったりと過ごし、保育の部分のみならず、これまでの幼稚園の教育の部分を受けることができます。広い園庭、四季を感じる環境の中で十分身体を動かし、バランスのとれた円満な人格づくりや小さな芽生えを大きく伸ばしていく保育を心がけています。

地域型保育所（園）

鶴ヶ島いろどり保育室

連携施設：つくし幼稚園
所在地：〒350-2204 鶴ヶ島市鶴ヶ丘849-2
TEL 049-298-7234 FAX 049-298-7234
設立：平成29年4月1日
敷地：207.42㎡ 園舎面積：82.22㎡
構造：木造2階建



☆たくさんの光が差し込む明るい部屋と、小さな中庭がある一軒家の家庭的な保育室です。お散歩や外遊びを通して自然と触れ合いながら、おひさまをいっぱい浴びて過ごし、室内ではリズムに合わせて体を動かしたりふれあいあそびや制作などを楽しめます。生活の中で発見や感動を経験し、活動の主役はこどもたちです。あたたかな言葉と笑顔の中で、安心して自分を表現し、愛されながら過ごすことの出来る保育を心がけています。

ベビーかるーれ

連携施設：かみひろや幼稚園

所在地：〒350-2203 鶴ヶ島市上広谷654-5
TEL 049-227-9172 FAX 049-298-8117
設立：平成29年4月1日
敷地：264.47㎡ 園舎面積：161.74㎡
構造：木造2階建て



☆「あっ！困った」という保護者の思いを受け止め、ほっとできる場所に。

頑張って子育てされている全ての方が笑顔になって欲しいという思いから誕生した保育室です。

令和元年9月に若葉駅西口近くへ引越し、上広谷児童館にも近く、お天気の良い日はみんなでお散歩にでかけます。

0歳から2歳児の日々成長する時間を、一人ひとりの発達に合わせ、体を動かしたり、ふれあい遊びや読み聞かせを多く取り入れ、ゆったり、のびのびとした保育を心がけています。

給食は、令和5年6月より、専属の調理士を迎え、安心安全な食材を使って自園で調理をし、子どもたちに提供しています。

つるの子保育園

連携施設：鶴ヶ島みどり保育園

所在地：〒350-2206 鶴ヶ島市藤金67-30
TEL 049-236-3807 FAX 049-236-3802
設立：平成29年4月1日
敷地：161.10㎡ 園舎面積：191.34㎡
構造：鉄骨造2階建



☆市の東部にある旧養命酒工場近くの陽当たりの良い場所に、定員19名の愛情いっぱいの地域型保育園をスタートさせました。市内、上広谷にある『鶴ヶ島みどり保育園』との連携で、安心・安全な保育と、保護者の皆さまと共に子どもたちにとって何が最善かを常に考え、毎日楽しく、美味しく過ごしていきたいと思っています。また、当園の給食は、全て化学調味料無添加、だしは天然もの、調味料は伝統的な製法によるものを使用し、ドレッシングやふりかけも手作りしています。

すみれ保育園

連携施設：笹久保さくら保育園・つるがしま白百合幼稚園

所在地：〒350-2201 鶴ヶ島市富士見2-24-27
TEL 049-236-3422
設立：令和3年3月1日
敷地：1,503.54㎡ 園舎面積：205.86㎡
構造：鉄骨造3階建の1階部分



☆笹久保さくら保育園系列の低年齢児施設として、令和3年3月にオープンした地域型保育園です。若葉駅・わかばウォークに近い立地にあるものの、静かな住宅地内にあるため落ち着いた環境の中で子どもたちは過ごすことができます。また、高齢者施設と一体の建物の中に存在していることから、今後はお年寄りたちとの交流を通して優しい子どもたちに育っていかれることを期待しています。定員19名の少人数制と広々と設計した保育室の中で、ゆるやかなのびのびとしたアットホームな保育を心がけてまいります。

メルヘン保育園

連携施設：つくし幼稚園・川越ひばり幼稚園・
第二ひばり幼稚園・川鶴ひばり幼稚園

所在地：〒350-2213

鶴ヶ島市脚折136-1

TEL 049-271-2559

FAX 049-271-2559

設 立：昭和59年4月（平成30年4月 認可施設に移行）

敷 地：722㎡ 園舎面積：276㎡

構 造：木造2階建て（1階部分）



☆関越病院の保育所（園）として昭和59年4月に開設。その後、認可外保育所（園）、平成30年に認可施設（事業所内保育施設）に移行しました。近くには公園もたくさんあり、のびのびと遊べる環境に囲まれています。安心感のあるあたたかい雰囲気の中でゆったりと過ごせるよう、また、異年齢児との関わりを通して子ども達が共に育ち合える環境の中で、心身共に健やかな成長をしていけるよう努めております。

《 特 別 保 育 事 業 》

- ①障害児保育 : 心身の発達に遅れのある児童の発達を促すような保育を実施しています。
就労の形態の多様化などに伴う保育需要に応じ、時間を延長して保育を実施しています。（時間外保育時間は各保育所（園）で異なります。）
- ②時間外保育 : また、保育標準時間（指定の 11 時間）を超えて、時間外保育を利用される方は利用料が必要です。（各保育施設の開所時間内に限る。）
- ③一時預かり保育 : 就労などに伴う一時的なものや、保護者の疾病などによる緊急時の保育を実施しています。事前に申込みが必要です。
- ④地域子育て支援
拠点事業 : 子育て親子の交流の場所の提供、育児相談等を実施しています。
- ⑤保育ステーション : 若葉駅（わかば保育ステーション）から市内各保育所等へ保護者に代わってお子様の送迎を実施しています。（有料）
- ⑥休日保育 : 保護者が日曜日・祝日に就労等の場合に、児童の保育を実施します。（原則、無料）
実施保育所（園）：メルヘン保育園

※時間については保育所（園）により異なります。

また、特別保育事業の実施については、変更となる場合があります。

保育所(園)名／事業番号	①	②	③	④	⑤	⑥
鶴ヶ島保育所	○	○	○	○	◇	◇
富士見保育所	○	○	—	—	◇	◇
川鶴保育園	—	○	—	—	—	◇
あたご保育園	○	○	—	—	◇	◇
さかえ保育園	○	○	—	○	◇	◇
はちの巣保育園	○	○	—	—	◇	◇
菜の花保育園	○	○	—	—	◇	◇
笹久保さくら保育園	○	○	○	—	◇	◇
いちご保育園	○	○	—	—	◇	◇
第二はちの巣保育園	○	○	—	○	◇	◇
かこのこ保育園	○	○	○	○	◇	◇
鶴ヶ島みどり保育園	○	○	—	—	◇	◇
かもめ保育園	○	○	—	—	◇	◇
認定こども園 つるがしま白百合幼稚園	○	○	—	—	◇	◇
鶴ヶ島いろどり保育室	○	○	○	—	◇	◇
ベビーかろーれ	○	○	○	—	◇	◇
つるの子保育園	○	○	—	—	◇	◇
すみれ保育園	○	○	—	—	◇	◇
メルヘン保育園	○	○	—	—	◇	○

○＝事業実施保育所（園）

◇＝事業対象保育所（園）

《定員／職員配置》

施設名	総定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
鶴ヶ島保育所	120	6	13	20	26	27	28
富士見保育所	120	6	14	18	24	28	30
職員配置基準（児童数：保育士数） 市基準 [国基準]		3:1 [3:1]	4:1 [6:1]	6:1 [6:1]	15:1 [15:1]	25:1 [25:1]	25:1 [25:1]
川 鶴 保 育 園	60（鶴ヶ島分）	年齢ごとの定員については川越市と協議の上決定					
あ た ご 保 育 園	100	8	16	18	19	19	20
さ か え 保 育 園	65	6	6	12	12	14	15
は ち の 巣 保 育 園	60	6	8	10	12	12	12
菜 の 花 保 育 園	30	5	5	5	5	5	5
笹久保さくら保育園	90	8	12	16	17	18	19
い ち ご 保 育 園	20	—	10	10	—	—	—
第二はちの巣保育園	60	3	4	10	13	15	15
か こ の こ 保 育 園	60	3	8	12	12	12	13
鶴ヶ島みどり保育園	90	6	16	16	17	17	18
か も め 保 育 園	60	3	4	6	15	16	16
認定こども園 つるがしま白百合幼稚園	90	3	12	18	19	19	19
鶴ヶ島いろどり保育室	15	2	5	8	—	—	—
ベ ビ ー か ろ ー れ	19	3	8	8	—	—	—
つ る の 子 保 育 園	19	3	8	8	—	—	—
す み れ 保 育 園	19	6	6	7	—	—	—
メルヘン保育園	10	2	4	4	—	—	—

※変更になる場合があります。

《入所可能年齢／保育時間》

	施設名	対象	保育時間	時間外保育時間
公立 保育所	鶴ヶ島保育所	満6か月の月の 翌月から	平日 8時30分～16時30分	平日 7時30分～ 8時30分 16時30分～19時00分 (ただし、鶴ヶ島保育所は20時まで) 土曜 7時30分～ 8時30分 12時30分～13時00分 ※18時30分を超えた場合有料
	富士見保育所		土曜 8時30分～12時30分	
	川 鶴 保 育 園	満8か月の月の 翌月から	平日 8時30分～16時30分 土曜 8時30分～12時30分	平日 7時00分～ 8時30分 16時30分～19時00分 土曜 7時00分～ 8時30分 12時30分～14時00分 ※月～土の7時～7時30分及び 月～金の18時30分を超えた場合有料
民 間 保 育 所	あ た ご 保 育 園	満6か月の月の 翌月から	月～土曜 8時30分～16時30分	平日 7時00分～ 8時30分 16時30分～19時00分 土曜 7時00分～ 8時30分 16時30分～18時00分 ※18時を超えた場合有料
	さ か え 保 育 園	満8か月の月の 翌月から	月～土曜 8時30分～16時30分	平日 7時00分～ 8時30分 16時30分～19時00分 土曜 7時00分～ 8時30分 16時30分～18時00分 ※18時を超えた場合有料
	は ち の 巣 保 育 園	産後8週を経過 した翌月から	月～土曜 8時30分～16時30分	月～土曜 7時00分～ 8時30分 16時30分～19時00分 ※18時を超えた場合有料
	菜 の 花 保 育 園	満6か月の月の 翌月から	月～土曜 8時30分～16時30分	平日 7時30分～ 8時30分 16時30分～19時30分 土曜 7時30分～ 8時30分 16時30分～18時30分 ※18時30分を超えた場合有料 ※土曜日は川越市笠幡菜の花保育園で保育
	笹久保さくら保育園	満6か月の月の 翌月から	月～土曜 8時30分～16時30分	平日 7時00分～ 8時30分 16時30分～20時00分 土曜 7時00分～ 8時30分 16時30分～18時00分 ※18時を超えた場合有料
	い ち ご 保 育 園	4月1日時点において、 1歳～2歳児	月～土曜 8時30分～16時30分	平日 6時00分～ 8時30分 16時30分～20時00分 土曜 7時00分～ 8時30分 16時30分～19時00分 ※6時～7時及び18時を超えた場合有料
	第二はちの巣保育園	産後8週を経過 した翌月から	月～土曜 8時30分～16時30分	月～土曜 7時00分～ 8時30分 16時30分～19時00分 ※18時を超えた場合有料
	か こ の こ 保 育 園	満6か月の月の 翌月から	月～土曜 8時30分～16時30分	平日 6時00分～ 8時30分 16時30分～20時00分 土曜 7時00分～ 8時30分 16時30分～19時00分 ※6時～7時及び18時を超えた場合有料
	鶴ヶ島みどり保育園	満6か月の月の 翌月から	月～土曜 8時30分～16時30分	平日 7時00分～ 8時30分 16時30分～18時30分 土曜 7時00分～ 8時30分 16時30分～18時00分 ※18時を超えた場合有料
	か も め 保 育 園	満8か月の月の 翌月から	月～土曜 8時30分～16時30分	平日 7時00分～ 8時30分 16時30分～19時00分 土曜 7時00分～ 8時30分 16時30分～18時00分 ※18時を超えた場合有料

	施 設 名	対 象	保 育 時 間	時 間 外 保 育 時 間
認定こども園	認 定 こ ど も 園 つるがしま白百合幼稚園	満6か月の月の 翌月から	月～土曜 8時30分～16時30分	平日 7時00分～ 8時30分 16時30分～20時00分 土曜 7時00分～ 8時30分 16時30分～18時00分 ※18時を超えた場合有料
地域型 保 育 所	鶴ヶ島いろどり保育室	満4か月の月の 翌月から2歳児まで	月～土曜 8時30分～16時30分	平日 7時00分～ 8時30分 16時30分～19時00分 土曜 7時30分～ 8時30分 16時30分～18時30分 ※7時00分～7時30分まで及び 18時30分を超えた場合有料
	ベ ビ ー か ろ ー れ	満3か月の月の 翌月から2歳児まで (首がすわってから)	月～土曜 8時30分～16時30分	月～土曜 7時30分～ 8時30分 16時30分～18時30分
	つ る の 子 保 育 園	満6か月の月の 翌月から2歳児まで	月～土曜 8時30分～16時30分	平日 7時00分～ 8時30分 16時30分～18時30分 土曜 7時00分～ 8時30分 16時30分～18時00分 ※18時を超えた場合有料
	す み れ 保 育 園	満6か月の月の 翌月から2歳児まで	月～土曜 8時30分～16時30分	平日 7時00分～ 8時30分 16時30分～19時00分 土曜 7時00分～ 8時30分 16時30分～18時00分 ※18時を超えた場合有料
事業所内 保 育 所	メ ル ヘ ン 保 育 園	満6か月の月の 翌月から2歳児まで	月～土曜 8時30分～16時30分	月～土曜 7時30分～ 8時30分 16時30分～20時00分 ※18時30分を超えた場合有料

※1 支給認定証の認定時間について

支給認定証に記された施設の保育認定時間は利用可能な時間ではありますが、お子様の発達のことなどを考え、できるだけ早めのお迎えにご協力くださいますようお願いいたします。

また、支給認定証に記された保育短時間認定と保育標準時間認定の認定方法は、基本となる保育時間（8時30分から16時30分までの合計8時間）を超えてお子様の保護者が労働している場合に保育標準時間認定と決定します。保育短時間認定と決定された場合において、お子様の送迎時間が間に合わない等の理由で認定変更が必要な場合は、変更が必要な月の前月の20日（20日が閑庁日の場合はその直前の閑庁日）までに申請してください。詳しくは、こども支援課保育担当へご相談ください。

※2 時間外保育の利用について

【鶴ヶ島保育所・富士見保育所】

時間外保育を利用される場合は、保育所への申込みが必要です。

なお、18時から20時までの利用は、対象のお子様が1歳に達した日の翌月からとなります。

また、18時30分を超える申込みをされた場合には、別途時間外保育料がかかります。

【川鶴保育園及び民間の保育所】

時間外保育を利用される場合は、各保育所での手続が必要となります。

なお、別途時間外保育料がかかる場合があります。

※3 土曜日の保育について

土曜日は、就労等により保育を必要とする方のみお預かりします。

施設選びのポイント

施設見学に行きましょう！

まずは事前に、施設へ電話連絡して日程を決めてください。

気になるところを見学しながら、疑問があれば質問してみましょう。

見学のポイント

☐

施設長・保育士の様子

- ・子どもに目が行き届いているか
- ・子どもにどのように接しているか？声かけは？ など

☐

子どもの様子

- ・子どもの表情（楽しく、のびのび生活して遊んでいるかなど）
- ・給食の風景 など

☐

施設の様子

- ・明るさ、清潔さ
- ・園庭
- ・設備や備品、おもちゃ
- ・トイレ など

☐

施設長等の話

- ・保育目標・方針
- ・子どもについての考え方 など

☐

その他

- ・自宅からの距離
- ・第一印象、施設全体の雰囲気
- ・アレルギー・病気等の対応
- ・給食やおやつの内容
- ・駐車場・駐輪場があるか など



